

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 御中

調査報告書
(公表版)

2021年6月7日

特別調査委員会

目 次

I	本調査の概要	1
第 1	本委員会設置の経緯	1
第 2	本委員会の設置目的及び本調査の対象範囲等	1
1	本委員会の設置目的	1
2	本調査の対象範囲・対象期間	1
第 3	本調査の体制	1
1	本委員会の構成等	1
2	貴社の調査協力体制	2
3	本調査の独立性・客観性を担保するための措置	2
第 4	本調査の方法及び本調査の前提	2
第 5	本調査の結果判明した会食について	3
II	本調査の結果認められた事実	4
第 1	総務省及び外務省と貴社の契約関係	4
1	総務省との契約関係	4
2	外務省との契約関係	4
第 2	総務省及び外務省にかかる許認可等の有無	4
1	総務省	4
2	外務省	5
第 3	公務員との会食にかかる社内規程等	5
1	グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）	5
2	「接待・贈答等における企業倫理の徹底について」（社長通達）	5
3	贈収賄・腐敗防止規程（社長達第 129 号、2020 年 12 月 9 日制定、2021 年 1 月 1 日施行）	5
4	会議費支出にかかる社内手続	6
5	役員に対するコンプライアンス研修の実施	6
第 4	岩本相談役の略歴等	6
1	岩本相談役の略歴	6
2	貴社相談役の権限	7
第 5	岩本相談役と会食参加者との関係	8
1	総論	8
2	A 氏	8
3	B 氏	8
4	D 氏	8

第 6	本件会食 1	8
1	会食に至る経緯	8
2	会食での話題	9
第 7	本件会食 2	9
1	会食に至る経緯	9
2	会費制とした理由	9
3	会食での話題	10
第 8	本件両会食に関する日本電信電話社から岩本相談役への指示・働きかけの有無	10
III	本件両会食にかかる法的評価	11
第 1	贈賄罪について	11
1	贈賄罪の要件	11
2	本件両会食での飲食の提供が賄賂に該当するか	11
第 2	グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）及び社長通達違反について	13
第 3	倫理法及び倫理規程違反の可能性について	13
1	倫理法及び倫理規程について	13
2	本件両会食について	15
3	A 氏について	15
4	B 氏について	17
IV	調査で判明した問題点と対応策	18
第 1	調査で判明した問題点　－貴社元経営トップであった岩本相談役のコンプライアンス意識・認識の甘さ	18
第 2	対応策について　－貴社経営トップを始めとする役員のコンプライアンス意識の徹底	19
	別紙	21

【定義語一覧】

定義語	内容
本委員会	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ特別調査委員会
本報告	本報告書による本委員会の報告
本調査	本委員会による調査
本調査対象期間	本調査の対象期間である、2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間
本委員会補助者	本委員会のために及び本委員会の指示の下に本委員会の補助業務を行う者として指名された、貴社の監査部及び監査等委員会室の管理職ら
貴社対策本部	本調査に対応するため、本間洋代表取締役社長を本部長、藤原遠代表取締役副社長を副本部長として貴社が設置している対策本部（事務局：総務部）
本件記事	2021年3月4日発売の「週刊文春」（3月11日号）における「総務省幹部がまた国会ウソ答弁／菅首相最側近官僚にNTTが58万超絶接待」との見出しの記事
日本電信電話社	貴社株式の54.21%（議決権比率）を間接保有する貴社の最終的な親会社である、日本電信電話株式会社
NTT グループ	日本電信電話社を持株会社として、その子会社等で構成されている企業グループの総称
岩本相談役	岩本敏男氏（貴社相談役、前代表取締役社長）
倫理法	国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）
倫理規程	国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）
貴社幹部	貴社の取締役、執行役員、相談役及び顧問の総称
幹部職員	倫理法の対象となる国家公務員のうち、各中央府省の幹部職員名簿に掲載されている職員（課長級以上の職員）
許認可等	行政手続法（平成五年法律第八十八号）第2条第3号に規定する許認可等
本件会食1	後記I・第5に記載する2019年11月7日に実施された会食
本件会食2	後記I・第5に記載する2020年7月3日に実施された会食
本件両会食	本件会食1及び本件会食2の総称

I 本調査の概要

第1 本委員会設置の経緯

2021年3月4日発売の「週刊文春」（3月11日号）において、「総務省幹部がまた国会ウソ答弁／菅首相最側近官僚にNTTが58万超絶接待」との見出しで、日本電信電話社及びNTTグループ各社の最高幹部が、同グループの会社が運営する会員制レストラン CLUB KNOX¹で、総務省総務審議官のA氏（肩書は当時）らを、繰り返し高額の会食により接待していたとの記事が掲載され、その中で、かかる高額接待の一つとして、NTTグループ会社の一つである貴社の相談役（前代表取締役社長）である岩本氏が、2020年7月3日に、上記 CLUB KNOX で、A氏及び外務省外務審議官のB氏（肩書は当時）ほか1名に対して、高額の会食接待を行った旨報じられた（「本件記事」）。

本件記事を承けて、貴社は、本件記事中貴社に関する部分の事実関係及び原因究明等を目的として、2021年3月9日付けの取締役会決議（書面決議）において、佐藤りえ子社外取締役（監査等委員）を委員長とする特別調査委員会（「本委員会」）を設置し、同日その旨を公表した。

第2 本委員会の設置目的及び本調査の対象範囲等

1 本委員会の設置目的

貴社が公表した本委員会の設置目的は、以下のとおりである。

- ① 総務省幹部と貴社の幹部との間における、本件（注：本件記事における貴社に関する報道）に関連する事案の有無の調査
- ② 上記①で判明した事案に関する事実関係の解明
- ③ 対応策の提言、その他関連する事項

2 本調査の対象範囲・対象期間

貴社は、本件記事で報じられた会食に限定せず、貴社の取締役、執行役員、相談役及び顧問（「貴社幹部」）が、総務省幹部職員及び政務三役との間で、過去5年間（2016年4月1日から2021年3月31日まで。「本調査対象期間」）に行った会食の有無、内容（出席者、場所、費用額及びその負担者等）について調査を実施することとし、本委員会に対して、その調査の実施を委嘱した。

第3 本調査の体制

1 本委員会の構成等

本委員会は、貴社社外取締役（監査等委員）である佐藤りえ子弁護士を委員長とし、

¹ 同レストランの正式名称は、「CLUB KNOX – 麻布」である。以下、単に「CLUB KNOX」と表記することもある。

同氏が所属する石井法律事務所のパートナー弁護士 3 名（森脇純夫、山田敏章、片上誠之各弁護士）を委員とし、事務局は同事務所に置かれている。また、同委員会の補助弁護士として、同事務所のアソシエイト弁護士 1 名（有馬佑紀弁護士）が本調査に加わっている。

2 貴社の調査協力体制

貴社は、本委員会による本調査に全面的に協力することを約しているところ、本調査に対応するため、本間洋代表取締役社長を本部長、藤原遠代表取締役副社長を副本部長とする対策本部（事務局：総務部。「貴社対策本部」）を設置して、本委員会の要請に応じて、必要な資料・情報の収集や関係者のヒアリング日程の調整等に当たっている。

3 本調査の独立性・客観性を担保するための措置

本調査の独立性・客観性を担保するため、本委員会は、貴社の独立役員である佐藤りえ子社外取締役（監査等委員）を委員長とし、同氏の所属する石井法律事務所のパートナー弁護士 3 名を委員として構成している（また、その補助弁護士も同事務所のアソシエイト弁護士 1 名としている。）。貴社と同事務所間の委嘱契約においては、調査の範囲・方法等の詳細は、貴社の意見を聴いた上で本委員会において協議・決定することとされている。

また、関係者のヒアリングは、貴社の役職員の同席なしに、本委員会の構成員及び補助弁護士が直接、個別に実施することとしている。

さらに、本委員会の要請に応じた貴社対策本部の調査協力や情報・資料等の提供の正確性・的確性を確保するために、貴社の監査部及び監査等委員会室の管理職ら数名（内部監査の経験並びに公認内部監査人（CIA）及び公認情報システム監査人（CISA）の資格を有する者を含む。）を、「特別調査委員会補助者」として指名し、同補助者らは、もっぱら本委員会のために及び本委員会の指示の下に、本委員会から貴社対策本部に対する指示・要請を貴社対策本部に伝達し、貴社対策本部で行った調査結果のとりまとめと本委員会への報告を行うとともに、貴社対策本部から本委員会に対して報告・提供した調査結果や資料・情報に遺漏や隠蔽等がないかをチェックする役割を任務としている（「本委員会補助者」）²。

第4 本調査の方法及び本調査の前提

別紙に記載したとおりである。

² 本委員会補助者から本委員会に対しては、誠実に補助業務を遂行し本委員会以外の者（貴社及びその役職員を含む。）の利益を図ることのないようにすることや、補助業務上知り得た本委員会に関する一切の情報を本委員会以外の者（貴社及びその役職員を含む。）に開示又は漏えい等をしないこと等を誓約する旨の誓約書が提出されている。

第5 本調査の結果判明した会食について

本調査の結果判明した貴社幹部と総務省幹部職員との会食は、下記の2件であり（出席者の肩書はいずれも会食当時）、その詳細については項を改めて述べる³。貴社幹部と総務省政務三役との会食は、認められなかった。

記

① 本件会食1

年月日： 2019年11月7日
場所： 「会 - cai」（貴社本社ビル36階）
社外出席者： 総務省総合通信基盤局長・A氏
C社代表取締役・D氏
社内出席者： 岩本相談役
貴社支出額： 74,400円

② 本件会食2

年月日： 2020年7月3日
場所： 「CLUB KNOX - 麻布」（東京都港区麻布十番1丁目）
社外出席者： 総務省総務審議官・A氏
外務省外務審議官・B氏
C社代表取締役・D氏
社内出席者： 岩本相談役
貴社支出額： 105,764円（※）
(※) 上記金額のほか、A氏及びB氏は、CLUB KNOXに対して、各5,000円を支払った。

³ 本件会食2は、本件記事で報じられた会食である。

II 本調査の結果認められた事実

第1 総務省及び外務省と貴社の契約関係

1 総務省との契約関係

本委員会が貴社対策本部に対し、本調査対象期間における貴社の総務省（本省のほか全ての部局を含む。）からの受注案件（入札案件と随意契約の両方を含む。以下同じ。）及び受注を目指したもの受注できなかった案件の開示を求めたところ、貴社からは、一覧リストが開示された。

当該リストによれば、貴社の総務省からの受注案件の総額（入札案件の落札額及び随意契約案件の契約金額の合計）は、本調査対象期間の5年間で合計540億円以上に及んでおり、平均して1年あたり100億円を超える多額の契約を締結していたとのことである。本件会食2当時には、契約期間中であったものだけでも16件（合計契約金額約217億円）存在していた。

また、本委員会から貴社対策本部に対し、当該総務省からの受注案件のうち、同省総合通信基盤局（2019年11月当時にA氏が局長を務めていた部局である。）が発注部局である案件を特定するよう要請したところ、複数の該当案件があるとの回答がなされ、リストが示された。当該リストによれば、本件会食1当時には、総合通信基盤局を発注部局とする契約は、契約期間中であったものだけでも2件（合計契約金額約1億2331万円）存在していた。

2 外務省との契約関係

本委員会が貴社対策本部に対し、本調査対象期間における貴社の外務省からの受注案件及び受注を目指したもの受注できなかった案件の開示を求めたところ、貴社からは、一切存在しないとの回答がなされた。

第2 総務省及び外務省にかかる許認可等の有無

1 総務省

貴社事業の運営・遂行に必要な許認可等⁴で総務大臣又は総務省が法律上権限を有するものとしては、電波法に基づく無線局の免許があるが、その他にはないとのことである。

貴社は、電気通信事業法に定める電気通信事業を営むため、同法第16条に基づき総務大臣に対し届出を行っているが、届出は許認可等には含まれない。同法第9条では、一定の要件に該当する電気通信事業を営もうとする者は総務大臣の登録を受けるべき旨が定められているが、貴社の電気通信事業は当該要件には該当しないこ

⁴ 「法令に基づき、行政手の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する处分」をいう（行政手続法第2条第3号）。倫理規程第2条第1項第1号にいう「許認可等」の定義も同一である。

とから、登録までは不要とのことである。

2 外務省

貴社事業の運営・遂行に必要な許認可等で外務大臣又は外務省が法律上権限を有するものはないとのことである。

第3 公務員との会食にかかる社内規程等

1 グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）

貴社は、企業倫理の根本原則として、日々の活動において各ステークホルダーに対しどのように接すべきか、行動すべきかの行動規範を「Global Compliance Policy」として制定し、これを日本の法令・慣習に則した内容とした「グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）」を制定している。

グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）には、「お客様に対して」、「株主に対して」、「競合事業者に対して」及び「委託先に対して」等の項目に加えて、「政治行政に対して」の項目が設けられ、「法令や社内規則に反する接待・贈答は慎むとともに、いかなる場合であっても贈賄行為に関与しない。汚職が疑われる行為も慎む。」と定められている。

グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）の適用範囲は、貴社の役員、社員及び協働者である。なお、同ポリシーでは「役員は、率先垂範とともに社員の高度な倫理観の涵養に努める。」との記載がある。

2 「接待・贈答等における企業倫理の徹底について」（社長通達）

貴社では、代表取締役社長から社内に向けた通達として、遅くとも 2017 年以降、毎年 6 月及び 12 月頃に、「接待・贈答等における企業倫理の徹底について」が発出されている。この通達は、2017 年 12 月までは岩本社長名で発出され、それ以降は、本間社長名で発出されている。

上記通達は、「NTT データグループの行動規範である『グローバル・コンプライアンス・ポリシー』・・・をご確認いただき、企業倫理の徹底をお願いします。」とし、「1. お客様に対する接待・贈答等」との項目を設け、「国家公務員及びみなし公務員及びその他贈収賄罪が適用される団体の役職員（※）への接待・贈答・タクシー提供等は、先方から求められても丁重にお断りすること。※NTT 持株、東西会社を含む」としている。

また、2020 年 6 月以降に発出された通達では、表記が従前から変更されている。具体的には、「国家公務員、みなし公務員、及びその他贈収賄罪が適用される団体の役職員（※）への接待・贈答・タクシー提供等は、禁止！（法律違反です！）たとえ、先方から求められても丁重にお断りすること。※NTT 持株、東西会社を含む」と、表現が更に明確化、強調されている。

3 贈収賄・腐敗防止規程（社長達第 129 号、2020 年 12 月 9 日制定、2021 年

1月1日施行)

貴社は、2020年12月9日、贈収賄・腐敗防止規程を新たに制定し、2021年1月1日より施行している。同規程は本件両会食の時期より後に制定されたものであるが、貴社によれば、上記規程は、従前社長通達（上記2）として発出されていた趣旨を社内規程の形式によってより具体的に定めたものであり、従前の社長通達（上記2）の趣旨を変更するものではないとのことである。

その概要は次のとおりである。

項目	内容
第2条（本規程の適用）	全ての取締役、執行役員、顧問、相談役、社員等に適用される。
第8条（接待贈答）、 第9条（公務員等への接待贈答）	公務員等への接待贈答（供應接待を含む、価値を有する有形・無形の利益供与をいう）は原則禁止。 ただし、公務員等が出席する会議等における簡素な飲食、プロモーションの景品の提供・ビジネスにおける礼儀上のもの（季節の挨拶、葬儀、結婚披露宴等）の場合において、適用法令に基づき認められる範囲内において、総務部の照会を経た上で、権限規程に定める者の承認を得た場合には、禁止されない。

4 会議費支出にかかる社内手続

貴社は、会議を目的とした会食・茶菓及び接待・供應を目的とした会食等に要する費用の支出について、「会議費等の支出に関する事務処理実施方法」（昭和63年7月1日 経第3号）を制定している。上記費用にかかる支出基準及び支出範囲、支出に向けた手続（文書の決議及び実施確認）、並びに決裁書類への記載事項等が規定されている。

5 役員に対するコンプライアンス研修の実施

貴社は、取締役及び執行役員を対象として、定期的に、グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）にかかる研修を含むコンプライアンス研修を実施している。ただし、相談役、顧問及び非常勤取締役は、研修の対象ではない。

岩本相談役は、代表取締役社長であった2017年度までは研修を受けていたが、その後（代表取締役社長を退任し、相談役に就任して以降）は研修を受けていない。

第4 岩本相談役の略歴等

1 岩本相談役の略歴

岩本相談役は、1976年4月日本電信電話社（当時は日本電信電話公社）に入社し、同社から貴社（当時はエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社）が1988年5月に分

社設立されるに際し、同年 7 月貴社に移籍し、その後貴社取締役、代表取締役副社長執行役員等を経て、2012 年 6 月貴社の代表取締役社長に就任し、2018 年 6 月 19 日開催の貴社定時株主総会終結をもって代表取締役社長を退任し、同日貴社取締役会の決議により、貴社相談役に就任し、現在に至っている。

現在、貴社以外の複数の上場企業の社外役員を務めており、また、各種の経済団体等の要職を務めている。

2 貴社相談役の権限

(1) 社内規程

貴社定款において、貴社は取締役会の決議により相談役若干名を置くことができるとされ、相談役は貴社の業務一般について社長の諮問に応ずるものとされている（定款第 25 条）。

これを承けた貴社の相談役・顧問規程において、相談役は、会長若しくは社長経験者又は取締役（ただし、取締役の場合は特に必要がある場合に限る。）の中から、取締役会の決議に基づき委嘱されると規定され（相談役・顧問規程第 3 条）、また、勤務形態は非常勤であり（同規程第 5 条）、会長又は社長経験者が相談役を委嘱される場合の報酬は経営会議で個別に決定されると規定されている（同規程第 6 条）。相談役の業務内容は、会社の特定業務に関し、社長の諮問に応ずることとされている（同規程第 7 条）。

なお、貴社の 2020 年 6 月 18 日付けコーポレート・ガバナンスに関する報告書には、岩本相談役の相談役としての業務内容については以下のとおり記載されている。

- ・社会的課題解決に向けた取り組みへの参画等、企業の社会的責任を果たすための対外的活動
- ・従来の人脈を活かした対外的リレーションの強化等、当社経営への支援

(2) 実際の活動

本調査によれば、岩本相談役は、相談役就任後は、貴社の取締役会や経営会議には出席していないとのことである。また、関係者の供述によれば、岩本相談役は、役員構成や海外ビジネスの方針についての大局的なアドバイスを求められたことがあるが、それ以外の具体的なビジネス案件に関与したことではないはずとのことであり、岩本相談役自身も、ヒアリングにおいて、貴社のビジネスには一切関与していない旨の供述をしている。

本調査において以上の各供述に反する事実を示す証拠は見当たらず、相談役就任後の岩本相談役は、貴社の具体的なビジネスには関与しておらず、主として就任している他社の社外役員としての活動及び経済団体等における活動を行っているものと認められる。

第5 岩本相談役と会食参加者との関係

1 総論

本調査の結果、本調査対象期間における貴社幹部と総務省幹部職員らとの会食は、2件判明した。一つは、2019年11月7日に行われた本件会食1であり、もう一つは、本件記事で報じられた2020年7月3日の本件会食2である。本件会食1の出席者は、岩本相談役、A氏及びD氏であり、本件会食2の出席者は、岩本相談役、A氏、B氏及びD氏である。

2 A氏

A氏は、本件会食1当時は総務省総合通信基盤局長、本件会食2当時は総務省総務審議官の要職にあった人物である。

岩本相談役は、総務省幹部との名刺交換や、貴社と総務省との間で行われていた朝食会や勉強会を通じ、本件会食1のかなり前からA氏と知己であるとのことである。また、A氏は、総務省におけるサイバーセキュリティの第一人者であり、2017年から東京で始まったサイバーセキュリティの国際イベントである「サイバーテック東京」(Cybertech Tokyo)において、同年、2019年及び2020年に岩本相談役とともに講演者を務めている（ただし、2020年はweb開催）。

ただし、岩本相談役の供述によれば、A氏との会食は本件会食1が初めてとのことである。

3 B氏

B氏は、本件会食2当時は外務省外務審議官の要職にあった人物である。

岩本相談役の供述によれば、本件会食2の約2年前に、D氏から米中関係に詳しい人物として紹介されたとのことである。

4 D氏

D氏は、海外及び国内における企業経営に関するコンサルティング業務等を事業目的とするC社の代表取締役である。

D氏は、日本国内及び海外に幅広い人脈を有する人物とのことであり、D氏もヒアリングにおいてこれを肯定している。後述のとおり、本件両会食は、D氏が岩本相談役に持ちかけて行われた会食と認められる。

第6 本件会食1

1 会食に至る経緯

本件会食1は、2019年11月7日に実施されたA氏（当時 総務省総合通信基盤局長）、岩本相談役及びD氏の3名による会食であり、貴社本社ビル36階「会・Cai」で行われた。会食代金は74,400円（一人当たりの金額は24,800円）である。

この会食は、D氏から持ちかけられて実施された会食とのことである。本件会食1

は、本件会食 2 と異なり、A 氏から「会費」を徴収することなく全額貴社負担で行われているが、岩本相談役の供述によれば、当時 A 氏は総務省総合通信基盤局長であり、A 氏の所管する局と貴社との間の契約はなかったと認識していたので、貴社は倫理規程にいう「利害関係者」に該当しないと判断したからとのことである⁵。

2 会食での話題

岩本相談役の供述によれば、本件会食 1 において、A 氏との間で、主にサイバーセキュリティに関する話をしたと思うが、これはという話はなかったとのことである。D 氏は、本件会食 1 の際の話題について、サイバーセキュリティの話はあまりなく、話の 90%は中国のデジタルガバナンス等中国の話であったと供述している。

また、岩本相談役及び D 氏はともに、本件会食 1 の際に、日本電信電話社に関する話や貴社のビジネス案件に関する話は全くしていないと供述している。

この他、本件会食 1 において、日本電信電話社に関する話や貴社のビジネス案件に関する話がなされたことを認めるに足る証拠は見当たらない。

第 7 本件会食 2

1 会食に至る経緯

本件会食 2 は、D 氏から岩本相談役に持ちかけられた会食であり、2020 年 7 月 3 日、A 氏、B 氏、岩本相談役及び D 氏の 4 名で、「CLUB KNOX - 麻布」で実施された。後記 2 のとおり、A 氏及び B 氏は、5,000 円の「会費」を支払い、残りの会食費 105,764 円を貴社が負担している。A 氏及び B 氏が各 5,000 円を支払ったことを前提とすれば、一人当たりの費用は 28,941 円である。

また、岩本相談役によれば、この会食は、B 氏（当時、外務省外務審議官）から米国大統領選の状況や中国等の最近の海外情勢を聞くことが主たる目的であったが、B 氏と A 氏が一橋大学の同期であり親しかったことから、A 氏（当時、総務省総務審議官）にも声をかけることになったとのことである。

2 会費制とした理由

本件会食 2 においては、本件会食 1 とは異なり、A 氏及び B 氏からそれぞれ 5,000 円の「会費」を徴収している。

岩本相談役は、ヒアリングにおいて、会費制とした理由について、当時貴社は総務省から地方自治行政に関するシステム開発・運用等について発注を受ける取引関係があると認識していたところ、当時 A 氏は総務審議官であり、総務省の所管業務全般を所掌する地位にあったことから、A 氏にとって貴社が倫理規程上の利害関係者に該当するため、会食費全額を会社負担としたのでは、A 氏において同規程に違反

⁵ 上記第 1・1 のとおり、実際には、本件会食 1 当時、貴社と総務省との間で、総合通信基盤局を発注部局とする契約が存在していた。

する供応接待となる可能性があると考え、それを回避するため相応の負担をしてもうことにしたこと、及び、外務省の B 氏との関係では貴社は利害関係者に該当しないと認識していたものの、B 氏にも A 氏と同様に会費負担を求めるにしたという趣旨を供述している。

また、岩本相談役の供述によれば、A 氏と B 氏には食事の原価相当額程度を会費として払ってもらうつもりであり、NTT グループが運営する CLUB KNOX では貴社の会食費は定価の 40%引きとなるところ、岩本相談役が注文予定の定価 16,000 円の「ヘルシーコース」の食事の場合、割引後の金額は 9,600 円となるが、会費を 10,000 円としたのではもらはずぎになるので、切りのよい 5,000 円と設定したとのことであった。岩本相談役は、酒その他の飲料代については飲む人も飲まない人もおり、飲料代は事前には分からぬことから、会費の計算には入れなかつたという趣旨を述べており、総務省からのヒアリングにおいても同趣旨の説明をしたとのことである。

3 会食での話題

岩本相談役及び D 氏の供述によれば、本件会食 2 の際の話題は、雑談を除けば、アメリカ大統領選の情勢分析や新型コロナの話、米中関係がどう変わるかなどであったとのことである。総務省と貴社との間の取引に関する話題は一切出なかつたとのことである。また、NTT ドコモ子会社化や携帯電話料金値下げ、その他日本電信電話社のビジネスに関する話題も一切出ていないとのことであった。

総務審議官と外務審議官という所掌の全く異なる中央省高官らとの会食で、貴社又は日本電信電話社という特定の企業のビジネスに関する話題が出るとは考えにくく、その他上記に反する証拠は見当たらない。

第8 本件両会食に関する日本電信電話社から岩本相談役への指示・働きかけの有無

本件両会食を実施することに関し、岩本相談役は、日本電信電話社からの指示、依頼、その他何らの働きかけもなかつたと供述している。本委員会は、本件両会食の前後 1 ヶ月の岩本相談役の予定表を確認したが、日本電信電話社の澤田代表取締役その他の役員との面談の予定は確認できなかつた。

その他、本件両会食を実施するにあたって、日本電信電話社から岩本相談役に対し、何らかの指示、依頼その他の働きかけがあつたことを疑わせる証拠は見当たらず、上記指示、依頼その他の働きかけはなかつたとみるのが相当と思料する。

III 本件両会食にかかる法的評価

第1 贈賄罪について

1 贈賄罪の要件

刑法第197条は、「公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。」(単純収賄罪)と定め、また、同法第198条は、「第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」(贈賄罪)と定めている。

前者は、賄賂を收受等した公務員を主体とする罪であり、後者は、公務員に対し賄賂を供与等した者を主体とする罪である。

賄賂とは、公務員の職務行為に対する対価としての不当な報酬をいう。

賄賂となりうる利益には、財物のみに限らず、また有形たると無形たるとを問わず、人の需要若しくは欲望を充たすに足るべき一切の利益が含まれ、供應接待も含まれる。

また、賄賂と対価性を有する職務は、公務員の一般的職務権限に属するものであればよく、当該公務員に当該職務を行う具体的権限(事務分配)がある必要はない。また、本来の職務権限には属さないものの、その職務と密接な関係を有する行為も職務に含まれると解されている。

さらに、賄賂と職務行為の対価関係は、一定の職務に対する抽象的・包括的な反対給付としての性質が認められれば足り、個々の職務行為とその利益との間に対価関係があることを要しない。賄賂は不正な報酬であるが、その反対給付として行われる職務行為は必ずしも不正なものでなくてもよい。

2 本件両会食での飲食の提供が賄賂に該当するか

上述のとおり、賄賂となりうる利益には供應接待が含まれるから、本件両会食における飲食の提供も賄賂となりうる利益に該当する。飲食の提供が、総務省のA氏、又は外務省のB氏の職務行為に対する対価であれば、岩本相談役には贈賄罪が成立する可能性がある。

そこで、本件両会食における飲食の提供が、A氏又はB氏の職務行為に対する対価であったかが問題となる。

(1) A氏について

ア 総務省を発注者とする契約との関連

A氏は、本件会食1当時は総務省総合通信基盤局長、本件会食2当時は総務省総務審議官であり、一般的職務権限は、前者の時点では総務省総合通信基盤局の業務全体、後者の時点では総務省の業務全体に及んでいた。貴社は、上記II・第

1・1のとおり、本調査対象期間の5年間において、総務省との間で、契約金額合計540億円以上の取引を行っており、本件会食1当時、総務省総合通信基盤局を発注部局とする複数の契約があり、また本件会食2当時、総務省を発注者とする多数の契約があったことから、岩本相談役とA氏との間で、これら契約に関してやり取り等がなされていないか懸念されるところである。

しかし、上記II・第6及び第7において述べたとおり、本件両会食において、総務省と貴社との間の取引についての話題が出たことは、証拠上認められない。

また、上記II・第4において述べたとおり、岩本相談役は、貴社において、具体的なビジネスに関わる権限を有しておらず、実際にも社内の経営に関する会議には出席しておらず、貴社の具体的なビジネスには関わっていない。

さらに、本件両会食外の場において、岩本相談役がA氏との間で貴社と総務省との間の契約について交渉その他やり取りを行っていたと認められる証拠もない。

以上からすると、本件両会食における飲食の提供が、貴社と総務省との間の契約取引との関連で、A氏の職務に関する賄賂であったとは認められない。

イ 日本電信電話社との関連

本件会食2当時、日本電信電話社では、株式会社NTTドコモの完全子会社化の検討が進められていた。日本電信電話株式会社等に関する法律により、日本電信電話社の事業計画は総務大臣の認可を受ける必要があり（同法第14条）、総務大臣は、同社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる（同法第16条）。

本件会食2当時、A氏は、総務省総務審議官の地位にあったから、岩本相談役が、本件会食2において、日本電信電話社の意を受けて、A氏に飲食を提供していた事実がないかが問題となる。

しかし、上記II・第8のとおり、本件会食2の前後において、岩本相談役が、日本電信電話社の澤田代表取締役その他の役員と面談した事実は認められず、その他、岩本相談役が日本電信電話社から何らかの指示、依頼その他の働きかけを受けた事実も認められない。

ほかに、本件会食2及びその前後において、岩本相談役とA氏の間で株式会社NTTドコモの完全子会社化等についてやりとりがなされたことを示す証拠は見当たらず、本件会食2は、日本電信電話社による株式会社ドコモの完全子会社化等との関連でも、A氏の職務に関する賄賂であったとは認められない。

(2) B氏について

本件会食2当時において、B氏は、外務省外務審議官であり、その一般的な職務権限は外務省の業務全体に及んでいた。

しかし、上記II・第1・2のとおり、貴社は、本調査対象期間内に、外務省との

間でシステム開発等に関する契約を締結したことはなく、また、外務省から受注を目指した案件もないとのことである。

また、上記(1)のとおり、本件会食 2 での主な話題は、同年 11 月に大統領選を控えていたアメリカの情勢分析、新型コロナの話及び米中関係についてであったと認められる。

したがって、B 氏の関係においても、本件会食 2 における飲食の提供は同氏の職務に関する賄賂であったとは認められない。

第2 グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）及び社長通達違反について

上記II・第3のとおり、貴社は、本件両会食当時、グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）を制定し、同ポリシーにおいては、「政治行政に対して」の項目において、「法令や社内規則に反する接待・贈答は慎むとともに、いかなる場合であっても贈賄行為に関与しない。汚職が疑われる行為も慎む。」と規定されている。グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）の適用範囲は、貴社の役員、社員及び協働者と記載されており、相談役もこれらに含まれると解するのが相当である。

これを承けて発出された社長通達では、「国家公務員及びみなし公務員及びその他贈収賄罪が適用される団体の役職員（※）への接待・贈答・タクシー提供等は、先方から求められても丁重にお断りすること。」と規定され、公務員に対する接待を、法令違反のものに限らず全面的に禁止していた⁶。

岩本相談役が実施した本件両会食は、公務員に対する接待であるため上記社長通達に反するものであり、当該通達は上記グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）でいう「社内規則」に該当すると解されるから、本件両会食は「社内規則に反する接待」としてグローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）に違反するものであったと解するのが相当である⁷。

第3 倫理法及び倫理規程違反の可能性について

1 倫理法及び倫理規程について

⁶ 上記II・第3・2のとおり、2020年6月以降に発出された通達では、表記が従前から変更され、「国家公務員、みなし公務員、及びその他贈収賄罪が適用される団体の役職員（※）への接待・贈答・タクシー提供等は、禁止！（法律違反です！）」たとえ、先方から求められても丁重にお断りすること。※NTT 持株、東西会社を含む」と、表現が更に明確化、強調されている。

⁷ グローバル・コンプライアンス・ポリシーでいう「法令に反する接待」に、接待を受ける国家公務員側において倫理法・倫理規程に違反する接待を含むか否かという論点がある。接待をする側の当事者は倫理法・倫理規程の適用対象ではないので、本件両会食は、後述のとおり、A 氏において倫理法・倫理規程に違反するものと解されるものの、岩本相談役において上記ポリシーでいう「法令に反する接待」には該当しないものと解する。ただし、同ポリシーの趣旨に鑑みて、反対の見解もあり得よう。

倫理法は、「国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的」として制定された法律である（同法第1条）。職員（国家公務員法第2条第2項に規定する一般職国家公務員をいう。同法第2条第1項。以下同じ。）の遵守すべき職務に係る倫理原則を定めた同法第3条は、第3項で「職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。」と定めている。

倫理法第5条に基づき、倫理規程が制定されている。倫理規程第3条第1項第6号は、職員が「利害関係者から供応接待を受けること」を禁止している⁸。

「利害関係者」とは、本件に関して必要な範囲で述べれば、職員が職務として携わっている許認可等の事務については、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（倫理法第2条第5項に規定する事業者等及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる者をいう。倫理規程第2条第1項第1号）、職員が職務として携わっている国の支出の原因となる契約又は会計法第29条に規定する契約（各省各庁の長の所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約）に関する事務については、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう（同規程第2条第1項第7号）。また、「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人をいい、事業者等の利益のために行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなされる（倫理法第2条第5項、第6項）。

「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般が該当する⁹。職員が利害関係者から供応接待を受けることは、例外規定に該当しない限り、利害関係者が負担する費用の多寡にかかわらず禁止されている¹⁰。したがって、職員が利害関係者と会食する場合は、職員の費用負担がない場合はもとより、費用の一部を負担する場合であ

⁸ 職員が職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること（同規程第3条第2項第5号）、多数の者が出席する立食パーティにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること（同項第6号）、職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること（同項第7号）は、例外として許容されている。

⁹ 「国家公務員倫理規程解説」（人事院ホームページ）11頁。

¹⁰ 職員が、自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができるが、この場合でも自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、一定の場合を除き、職員は所定の事項を倫理監督官に原則として事前に届け出なければならない（倫理規程第8条）。

っても自己の飲食に要する費用全額を負担する（完全割り勘）のでない限り、「利害関係者から供応接待を受ける」ものとして、禁止される。

職員が倫理法及び倫理規程に違反して利害関係者から供応接待を受けた場合には、同法の規定に従い、懲戒処分を受ける。なお、同法及び同規程には、供応接待をした側の利害関係者については、供応接待を禁止する旨の規定はなく、罰則もない。

2 本件両会食について

本件両会食の当時国家公務員であったA氏及びB氏は、本件両会食の飲食費の自己負担相当分（費用総額を出席人数で按分した額）の全部又は一部を貴社に支払わせているため、仮に貴社ないし岩本相談役が上記両氏にとって倫理規程上「利害関係者」に該当する場合には、「利害関係者から供応接待」を受けたものとして、倫理規程第3条第1項第6号に違反する可能性が生じる。

倫理法及び倫理規程は、一般職国家公務員を適用対象とするものであり、民間企業及び民間人である貴社及び岩本相談役に適用されるものではない。しかし、接待をする側にとっても、接待の相手方において倫理法及び倫理規程違反になるような接待を行うことは、公務員と利害関係者との癒着や行政の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するという倫理法及び倫理規程の趣旨からみて、社会的に非難され得る行為であると考えられる。貴社も、そのような観点から、社内規則で、公務員への接待をすべて禁止しているものと解される。

したがって、本件両会食がA氏及びB氏にとって倫理法及び倫理規程に違反するものであったか否かは、貴社にとっても重要な事項であるため、以下検討する。

3 A氏について

（1）本件会食1

ア A氏にとって、貴社は「利害関係者」に該当するか

本件会食1の2019年11月7日当時、A氏は総務省総合通信基盤局長を務めていた。そのため、同氏は当時、総合通信基盤局の所掌範囲における「国の支出の原因となる契約に関する事務」（倫理規程第2条第1項第7号）に携わる職員であったといえる。

そして、上記II・第1・1のとおり、本件会食1の当時、貴社と総務省の契約のうち、総合通信基盤局が発注部局であった契約は、現に契約期間中であったものだけでも2件（合計契約金額1億2331万円）存在していた。

したがって、本件会食1の当時、A氏にとって、貴社は「これらの契約を締結している事業者等」（同号）として利害関係者に該当していた。

イ 岩本氏が実施した本件会食1は、「利害関係者」による接待と評価できるか

本件会食 1 に出席した貴社の関係者は、岩本相談役 1 名だけであったところ、上記 II・第 4 のとおり、同氏は当時既に相談役となっており貴社の業務執行には関わっていなかったことから、本件会食 1 による接待が、利害関係者たる貴社によってなされたと評価できるかが問題となる。

これについては、以下のような事情に鑑みれば、岩本相談役による本件会食 1 の実施は、少なくとも「事業者等〔貴社〕の利益のためにする行為」（倫理法第 2 条第 6 項）¹¹として、岩本相談役が利害関係者たる貴社のためにした接待であったと評価される可能性が高いと考えられる。

- ・本件会食 1 の飲食費は全て貴社が支出しており、岩本相談役個人の支出ではないこと¹²
- ・岩本相談役は、貴社の前代表取締役社長であり、上記 II・第 4 のとおり現社長の諮問を受ける立場にあるため、外形的に見て、貴社全体の事業に対し（程度は措くとしても）一定の影響力を行使し得る立場にあったといえること
- ・岩本相談役は、上記 II・第 5・2 のとおり、貴社の職務における総務省との関係を通じて A 氏と知り合っていること
- ・岩本相談役自身も、貴社が（総合通信基盤局との契約関係がある旨までは明確に認識していなかったものの）総務省と多額の契約関係にある旨は認識していたこと

ウ 結論

以上から、A 氏が本件会食 1 の飲食費の自己負担相当分 24,800 円（総額 74,400 円 ÷ 参加人数 3 人）を貴社に支払わせたことは、「利害関係者から供応接待を受けること」に該当し、倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号に違反すると評価される可能性が高いと考えられる。

（2） 本件会食 2

ア A 氏にとって、貴社は「利害関係者」に該当するか

¹¹ 国家公務員倫理審査会事務局が 2021 年 3 月に公表した「国家公務員倫理規程論点整理・事例集（令和 2 年新装版）」3 頁では、「事業者の利益のためにする行為」に該当するか否かの判断について、「必ずしも当事者の内心の意思によってのみ判断されるものではなく、当該行為を外形的・客観的に見て、それが事業者等の利益のために行われたものと認められるか否かにより判断するのが合理的であり、具体的には、①職員と事業者等との職務上の利害関係の状況、②職員と行為者の関係の具体的な経緯やその状況、③行為の態様などを総合的に勘案して判断することとなる」、「利害関係者となる事業者等の役員や利害関係に関する部門の構成員であれば、基本的には外形的・客観的に見て当然に事業者等の利益のためにする行為と判断され『事業者等』となる」と記載されている。

¹² 本件会食 1 の費用を全額貴社が負担していることに鑑みれば、岩本相談役が、倫理法第 2 条第 6 項により利害関係者である事業者等とみなされるか否かを論ずるまでもなく、より直截に、本件会食 1 は利害関係者である貴社による供応接待に該当するとも解される。

本件会食 2 の 2020 年 7 月当時、A 氏は総務省総務審議官を務めており、総務省全体の事務を総括整理する立場にあった。そのため、同氏は当時、総務省全体の「国の支出の原因となる契約に関する事務」（倫理規程第 2 条第 1 項第 7 号）に携わる職員であった。

そして、上記 II・第 1 のとおり、本件会食 2 の当時、貴社と総務省の契約は、現に契約期間中であったものだけでも 16 件（合計契約金額約 217 億円）存在していた。

したがって、本件会食 2 の当時、A 氏にとって貴社は、「これらの契約を締結している事業者等」（同号）として利害関係者に該当していた。

イ 岩本氏が実施した本件会食 2 は、「利害関係者」による接待と評価できるか

上記(1)イの検討と同様、岩本相談役による本件会食 2 の実施は、少なくとも、岩本相談役が利害関係者たる貴社のためにした接待であったと評価される可能性が高いと考えられる。

ウ 結論

以上から、A 氏が本件会食 2 の飲食費の自己負担相当分のうち 23,941 円（総額 115,764 円 ÷ 参加人数 4 人 - A 氏が支払った費用 5,000 円）を貴社に支払わせたことは、「利害関係者から供應接待を受けること」に該当し、倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号に違反すると評価される可能性が高いと考えられる。

4 B 氏について

本件会食 2 当時、外務省と貴社との間には契約関係も許認可関係もなく（上記 II・第 1 及び第 2）、その他倫理規程が定める「利害関係者」に該当するような事情も窺われないことからすれば、本件会食 2 について、倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号違反となる可能性は低いと考えられる¹³。

¹³ 2021 年 3 月 5 日の参議院予算委員会において、茂木敏充外務大臣は、白眞勲参議院議員から本件会食 2 に B 氏が同席していたことへの調査状況について質問された際に、B 氏については利害関係者ではないと理解している旨答弁している。

IV 調査で判明した問題点と対応策

第1 調査で判明した問題点 一貴社元経営トップであった岩本相談役のコンプライアンス意識・認識の甘さ

貴社は、グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）において、法令や社内規則に反する公務員への接待・贈答を禁止することに加えて、最近数年間（本調査の結果判明した会食の時期をすべて含む。）においては、年2回の代表取締役社長から役員及び社員向けの「接待・贈答等における企業倫理の徹底について」と題する通達（岩本相談役が代表取締役社長時代に発出されたものも当然存在する。）において、国家公務員及びみなし公務員らへの接待・贈答・タクシー提供等を禁止している¹⁴。

また、貴社は、役員及び社員に対して、定期的なコンプライアンス研修の受講を義務づけており、その中で、倫理法及び倫理規程の概略内容を理解させるとともに、国家公務員に対する接待は禁止である旨教育している¹⁵。

しかしながら、長年にわたって貴社の役員であり、2012年から2018年までは貴社代表取締役社長として経営トップの座にあった岩本相談役自身が、本調査対象期間である過去5年間に、総務省幹部職員との間で高額の会食接待を複数回行っていたものであり、その会食接待は、接待を受けた国家公務員の側においては倫理法及び倫理規程に違反する可能性が高いものであった。社員に対して「示しがつかない」というほかない。

倫理法及び倫理規程は、贈収賄に至らないものであっても、国家公務員が利害関係者から供應接待を受けることは、官民癒着等、行政の中立性や公正さについての国民の疑惑を招くような行為に当たるという趣旨で、これらを禁止しているのであり、接待を行う民間側も、接待の相手方において倫理法及び倫理規程に違反することを惹起させれば、社会的非難を免れず、道義的責任があるというべきである。また、上記のような疑惑が自社の社会的信用を失墜させるというレピュテーション・リスクがあるのであるから、その意味でも、倫理法及び倫理規程は、もっぱら公務員側の問題であるという認識であってはならない。

岩本相談役は、本委員会のヒアリングにおいて、要旨「相談役になってからの会食

¹⁴ グローバル・コンプライアンス・ポリシー及び社長通達が、相談役にも適用されるものと解されることは、上記III・第2で述べたとおりである。貴社は、本件各会食の時期より後である2020年12月9日制定の「贈収賄・腐敗防止規程」で、社員等による公務員に対する接待贈答を原則禁止とする旨規定している（第9条）。同規程は、それ以前の社長通達等と同じ趣旨をより詳細に定めたものと説明されているところ、上記II・第3・3で述べたとおり、同規程は、相談役を明示的に適用対象としている。

¹⁵ ただし、相談役は、倫理法及び倫理規程に関する社内コンプライアンス研修の対象者ではなく、岩本相談役は、社長退任以降は社内コンプライアンス研修を受けていなかった。上記II・第3・5。

については、社長を退任し相談役になって会社のビジネス案件に携わらなくなり、気の緩みがあった。社長時代は、極めて多忙でもあり、また官公庁との付き合いには注意していたので、本調査で判明したもの以外には、総務省幹部職員との会食はなかつた。」との趣旨を述べているが、もとより、岩本相談役と総務省幹部職員との会食が、グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）及び社長通達に違反していることには変わりがなく、同相談役には、コンプライアンスに関する意識・認識に甘さがあったとしか言いようがない¹⁶。

会食に参加した岩本相談役は、相談役として貴社の業務執行に携わることがないこともあり、会食相手である総務省幹部職員らと、会社のビジネスに直接関係のない、海外情勢等の一般的で大きなテーマについての意見交換を行うことなどが会食の趣旨であり、少なくとも自分の側には（社内ルールに反するかどうかは別として）違法の問題はないと考えていたものと思われる。しかしながら、貴社は、業界最大手のシステム開発会社として、総務省を含む多数の中央府省との間で様々な行政に関するシステム開発契約を継続的に受注しているのであり、その契約金の原資は税金であって、契約金総額も巨額に上るのであるから、総務省幹部職員との会食については、具体的ビジネス案件に関わらないものであっても¹⁷、社会一般から癒着や不透明な関係が疑われるよう細心の注意を払って慎重に考えるべきである。

第2 対応策について 一貴社経営トップを始めとする役員のコンプライアンス意識の徹底

貴社は、役員及び社員に対して、定期的にコンプライアンス研修を義務づけ、その中で国家公務員やみなし公務員への接待・贈答の禁止を教育するとともに、これまで年2回代表取締役社長の役員及び社員に対する通達で、この禁止を指示している。さらに、2020年12月には、「贈収賄・腐敗防止規程」を制定し、その中で、公務員に対する接待の原則禁止を規定している。

しかしながら、貴社の元経営トップであった岩本相談役において、社内規程に違反して国家公務員に対する接待を行っていたことは、同相談役のみならず、貴社の役員（相談役を含む。）全体について、改めて、公務員に対する接待・贈答を禁止している。社内規程の遵守を徹底させ、また、倫理法及び倫理規程の内容について正確な理解をさせることが必要であることを示している。

国家公務員において倫理法及び倫理規程に違反する供應接待が明るみに出たとき

¹⁶ 本件会食2においては、岩本相談役において、A氏にとって、貴社及び岩本相談役が倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当するとの認識の下、会食費用の一部である5,000円を同氏に負担してもらっているが、上記III・第3・1で述べたとおり、食事代及び飲料代について「完全割り勘」でない限り同法及び同規程に違反する。

¹⁷ 具体的ビジネス案件に関わる会食は、贈収賄罪につながるおそれが大きく、論外である。

には、当該公務員の地位が高位であればあるほど、接待をした側についても大きな社会的非難を招くおそれがあり、道義的責任を免れることになるが、一般的に、会社の経営トップを含む役員は一般社員よりもそのような接待をする側に立つ可能性が高いのであるから、貴社役員についても、コンプライアンス意識の徹底が一般社員以上に求められる。そのための貴社役員に対する研修の在り方を再度検討するべきである。

以上

別紙

第1 本調査の方法

1 貴社幹部と総務省幹部職員及び政務三役との会食に関する情報の抽出

貴社幹部と総務省幹部職員及び政務三役との会食に関する調査においては、極めて多数に上る貴社幹部の会食の中から、該当する会食を短期間で迅速に判別・抽出する必要があったため、その作業を本委員会が一から全て実施することは現実的ではなかった。

そこで、まず貴社対策本部において、以下の方法により、総務省幹部職員及び政務三役との会食に関する情報を抽出し、本委員会に情報提供することとした。

①貴社対策本部において、電子化されて記録されている会議費等の支出に関する決裁データから、貴社幹部が出席した会食に関するデータを抽出する。

②上記①で抽出されたデータについて、会食に出席した貴社幹部又は事務担当者をして、各会食に関する事前及び事後の決裁書類（「会議費等支出伺」及び「会議費等実施確認」）と、貴社幹部の予定表等を照合するなどして会食の事実及び相手方を確認させ、総務省幹部職員及び政務三役が会食の相手方に含まれると判明した会食を、貴社対策本部に報告させる（また、必要に応じて当該予定表や会食の案内状等の写しも提出させる。）。

③上記②により貴社幹部又は事務担当者から報告・提出された結果に基づいて、貴社対策本部において、貴社幹部と総務省幹部職員及び政務三役との会食をリスト化する。

④上記③のリストと、当該リストに記載された会食にかかる決裁書類・予定表等の資料を、貴社対策本部から本委員会に提出する。

そのうえで、本委員会から本委員会補助者に指示して、必要に応じて、貴社幹部の予定表写しを提出させるなど一定の手順で、貴社対策本部から本委員会に提出された上記会食リストに漏れや誤りがないかについて検証作業を実施させ、報告を受けた。

2 文書・データの収集・調査

(1) 会食に関する決裁書類等の収集・調査

上記1のとおり、貴社対策本部の調査の結果収集された決裁書類及び関連する請求書等の帳票写しについて、本委員会は貴社対策本部から資料の提出を受けた。また、その他にも、本委員会から貴社対策本部に提出要請をした決裁書類及び関連する請求書等の帳票写しについて提出を受けた。

(2) 社内規程類の収集・調査

貴社においては、会社全体の法令遵守・企業倫理に関する規程として、グローバル・コンプライアンス・ポリシー（日本版）その他の規程や社内通達等があるが、本委員会から貴社対策本部に提出要請をした各規程類について、貴社対策本部から本委員会に提出を受けた。

(3) 総務省と貴社との契約状況の調査

貴社幹部と総務省幹部職員との会食については、国家公務員である当該幹部職員において、倫理法及び倫理規程に違反しないかという問題があるところ、貴社は、わが国最大手のシステム開発会社として、多くの中央府省から、その所掌する行政分野に関する様々なシステム開発やその保守・運用に関する契約案件を継続的に受注している。

そこで、本委員会から貴社対策本部に対して、総務省（本省のほか全ての部局を含む。）からの受注案件及び受注を目指したもの受注できなかった案件などの有無・内容・履行状況を調査するため、本調査対象期間中の案件についての調査・報告を求め、その調査結果の報告・提出を受けた。

3 関係者のヒアリング

上記1の貴社対策本部による調査により、貴社幹部と総務省幹部職員との会食と判明した事案に関して、会食の社内側出席者、社外出席者、及び会食の決裁書類作成に関与した社員らのうち、本委員会において必要と認める者に対して、ヒアリングを順次実施した。

ヒアリングは、原則として、本委員会の構成員4名及び補助弁護士1名の5名のうち4名以上が出席（リモート出席を含む。）して、ヒアリング対象者以外の貴社関係者が立ち会うことなしに実施し、ヒアリング対象者の同意を得たうえで、補助弁護士において発言内容を記録するとともに、録音を行った。

第2 本調査の前提

本委員会においては、上記のとおり、本調査の独立性と客觀性を担保するために、内部監査の経験がある本委員会補助者の助力を得て、本調査を実施しているところであるが、本委員会による本調査は、すべて貴社の協力の約束に基づき、任意の手段によって関係者の同意の下に行われているものであり、強制力のある捜査とは異なり、真実解明の程度においては自ずと限界がある。

また、本委員会は、その要請と指示に応じて貴社対策本部から様々な書類の写し及びデータの提供を受けて、調査・分析を行っているが、本調査は、本委員会が貴社対策本部から提供を受けた書類及びデータが真正なものであり、本調査開始後に改ざんや隠蔽が行われていないこと、並びに提供された書類及びデータに遺漏・隠蔽等がないことを前提とするものである。

なお、本調査による貴社幹部と総務省幹部職員及び政務三役との会食案件の存否

の調査は、主に貴社対策本部による調査と本委員会補助者による検証に依拠しているところ、貴社対策本部による調査は、貴社の会議費等の支出に関する決裁データをもとにした調査であるため、貴社が費用負担した会食しか抽出できず、貴社幹部が個人の費用負担で実施した会食・接待は発見できないという限界があることを付言しておく。

以上